

個人情報の第三者への提供について

個人情報保護法においては、法令により適用除外されているものを除いて、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければ第三者に提供することはできないことになっていますが、次の場合は同意を得ることなく提供することになります。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 「公衆衛生」・「児童については健全育成」の推進のために必要な場合
- (4) 国等に協力する必要がある場合

なお、加入者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとは言えないものについては、厚生労働省のガイダンスによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当健保組合では次の事項については従来通り、加入者からの包括的な同意が得られたものとして、取り扱わせていただきます。

同意されない場合には、書面にて当組合までお申し出ください。

- (1) 法定給付(高額療養費等)および付加給付を本人の申請に基づかず事業主経由で給付すること。
- (2) 医療費通知を被扶養者分も含め、世帯まとめて通知すること。